



No.303  
2019年 9月27日

# 江東区労働組合総連合 ニュース

江東区労働組合総連合  
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20  
江東教育会館内  
Tel 03-5606-5285 Fax 03-3649-0131



街中の声援にこたえる雷大行進参加者 (19/9/8)

業者を代表して足立東民商の和田さんは「個人事業主にとって消費税10%増税は給料一か月分が消えるのと同じ、政治を変えないとダメだ」、若者を代表して東京地評青年協の千保さんは「若者は時給最低1500円はないとまともな生活はできない、消費税を上げるなんて言いました。集会

昨年引き続き、「消費税10%増税やメロ・世直し雷大行進」が浅草で行われ、約800人が参加しました。今回で17回目、東部地域の区労連と民商が参加する「国民生活向上各階層東部共同行動実行委員会」がよびかけて開催されました。

行進に先立つ集会では実行委員長の田中茂足立西民商会長があいさつ、東京地評、東

## 消費税増税キツパリノ！ 世直し雷大行進に800人

京土建、日本共産党山添参議院議員から激励のあいさつがありました。山添議員は「安倍政権は国会も開かず増税を強行しようとしている。増税中止の声を上げていこう」。行動提起のあと、五つの団体から発言がありました。この中で全労連全国一般東京の室井さん「全国一律最賃をめざすとりくみと中小企業支援を車の両輪としてがんばる」、

## 非正規差別や解雇許さない 9.19東京地評争議支援総行動



オートバックス前での抗議行動 (19/9/19)

東京地評は9月19日、東京地評争議支援総行動を展開、都内10の企業の社前で抗議・要請行動を展開しました。

この中で、江東区内では、豊洲にあるオートバックスと東光高岳に対して抗議・要請行動を行いました。

オートバックスは勤続13年、売り上げも常に1位を達成していた社員をパワハラで体罰不良による休職に追い詰めたあげく非正規なので、休職は認めないと解雇してきたもの。これは有期契約労働者に対する不合理な差別を禁止した労働契約法20条に反する

として解雇無効・地位確認を求めて東京地裁に提訴して闘っています。

東光高岳は東電の傘下の会社で、その完全子会社のワットラインサービスが雇用する労働者が組合を結成して団交申し入れをしましたが、「請負であり労働者ではない」として団交を拒否し続けています。組合は不当労働行為として都労委に救済申立を行い、団交を要求しています。

行動のラストは(株)明治と日本航空。(株)明治の入る京橋エドグラン前では江東区労連の中村事務局次長が連帯あいさつを行いました。明治乳業争議団の小関団長が最後にあいさつし、シュプレヒコールを行いました。日本航空は有楽町のJALプラザ前で抗議行動を展開しました。

### 江東区労連からのお知らせ

#### ★江東区労連青年部第19回定期総会

- 日時…10月 5日(土)  
18:30 受付・19:00 開会
- 会場…江東区文化センター第3研修室

#### ★第171回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動

- 日時…10月 9日(水)
  - 場所と時間  
亀戸・西大島・木場・辰巳・新木場 (8:00-)  
東大島・東陽町 (7:30-)
- なお、西友前は都教組江東支部が具体化。

#### ★安心して働きたい東京のつどい

- 日時…10月11日(金) 18:30 開会
- 会場…江東区総合区民センターレクホール
- 内容…記念講演 竹信三恵子さん  
「ハラスメントのない職場にむけて」

#### ★江東区労連第37回秋の学習と交流のつどい

- 日時…11月29日(金) 18:30 開会
- 会場…江東区亀戸文化センター第1研修室
- 内容…『働き方改革』法をどう職場でとりくむか

講師：梅田和尊さん(弁護士・日本労働弁護団)  
各労組からの新36協定とりくみ交流ほか



## 加盟労組のニュースから

**土建しんぶん江東版 2011号** (19/8/15)「東京土建江東支部」

小名木分会・センターで「お化けやしき」開催

8月2日～4日の3日間、砂町銀座七夕まつりに便乗し、小名木分会センターにて「お化けやしき」を開催しました。一か月間の準備をもって分会の有志が、分会センターに迷路を造作し、開催日の前日までかかって準備しました。8月2日より開店スタート。初日は老若男女136人が入場しました。みなさん楽しんでこわいおもいをしてくれました。2日目は口コミで評判が広がり、リピーターが来てくれたり、おかげで200人以上の来場者がありました。

**ねんきん江東 第295号** (19/8/20)「全日本年金者組合江東支部」

8月戦争と平和を思うとき

平和を願う…私が小学校3年生の時、東京大空襲にあいました。江戸川区に住んでいた私たちの周りにも爆弾が落とされ、友人の家は吹き飛ばされてしまいました。恐怖の中、荒川の向こう、亀戸・大島・砂町方面を見ると燃え盛る炎で空は真っ赤に染まっていました。「アーもうダメだ!もうダメだ!」と言っていたのが耳にのこっています。やがて朝9時頃だったか、家の玄関に髪の毛が縮れ逆立った二人の姿がありました。大島にいた父の友人の子どもたちでした。「早く顔を洗いなさい」と言いおもゆを食べさせていました。しばらくして「母を探しに行きます」と二人は出て行きました。

**江東教組新聞 No3742** (19/7/2)「都教組江東支部」

教師はみんな専門性を高めたいと願っている

経済協力開発機構(OECD)は小中学校の勤務状況調査の結果を公表しました。日本は1週間当たり54.4時間でいずれも加盟国中最長でした。仕事量の内訳を見ると、日本は部活動などの課外活動の指導が7.5時間で参加国平均(1.9時間)と比べて突出して長く、書類作成などの事務作業も日本は5.6時間と参加国平均(2.7時間)2倍超でした。一方、授業のためにかける時間は18時間で平均(20.3時間)より短い結果でした。江東支部のアンケートの結果からも「授業の準備にかかる時間がほとんど取れない」「子どもたちに関われる時間がほしい」「教師はみんな専門性を高めたいと思っているが、通勤時間が長いところに異動させられた。授業と関わりあいのない報告や調査が多すぎる。いつ授業の準備ができるのか」などの声…

## 対話と共同・労組訪問 新36協定などで対話

江東区労連は9月24日、第2次区内労働組合対話と共同訪問行動を行い、5労組7名が参加、3つのコースに分かれ、41労組を訪問しました。第1次と合わせて今年度は54労組を訪問したことになります。

今回久々に会って交流ができたある専門学校の組合の委員長は「新36協定は理者と話し合い中だ。有給の

5日取得問題も合わせて行う。この学校には外国人留学生が多い」と話してくれました。ある設計会社の組合の役員は「四役で話し合って江東区労連のとりくみなど協力できることはやりたい」と答えてくれました。

今後は11月29日に開催される秋の学習と交流のつどいに参加してもらえようと呼びかける予定です。

## 江東区労連未組織対策委員会が夏季学習会

江東区労連未組織対策委員会は今年で27回目になる夏季学習会を熱海市で行い、13名が参加しました。今回の講師はCJ東京労働相談員の前澤さん。前澤さんは「労働相談活動とローカルユニオンの役割」と題して問題提起をしていただきました。労働相談の有力なツールとしての「聴く」ことの重要性とそこから見えてくる相談者へのバックアップ。その中でローカルユニオンの役割が増していることが協調されました。

## トピックス

■東京地評青年協が東京ジャックブレ企画

東京地評青年協は9月1日、江東区内で11月10日に予定している東京ジャック(青年の大宣伝行動)の企画を開催し37人が参加しました。前半は静岡県立短期大学の中澤教授を招き、最低生計費調査と最賃問題、後半は木場公園でBBQで楽しみました。

◆**江東区労連第4次組織化宣伝行動(最賃チラシ配布)**

江東区労連は9月26日、区内5駅で組織化宣伝行動を行い、8労組40人が参加、最賃告知チラシ1340部を配布しました。

◆**株式会社きかんしが創立70周年レセプション**

株式会社きかんしは9月6日、椿山荘で創立70周年レセプションを開催し540人余が参加しました。佐藤操社長のあいさつのあと、全労連や全商連などの代表の祝辞があり、なごやかに懇親を深めました。江東区労連からも加盟労組から多数参加しました。

## 加盟労組の大会から

★日の丸自交労組第67回定期大会(9月7日)

委員長に小野 勝さん  
書記長に相楽哲也さん

★郵政ユニオン新東京支部第8回定期大会(9月7日)

委員長に東條浩昭さん  
書記長に野上 明さん

## 働くルールミニ学習

★労働者派遣法における期間制限

「改正」派遣労働法(2018/4/1)では、同一の労働者を派遣先の同一の職場単位への派遣を受け入れる期間が3年が限度とされました(法40の3)。3年を経た派遣労働者を同じ派遣先の別な部署は派遣することは可能です。

しかし、派遣先での期間制限に達した後に就業先がなければ、派遣労働者は職を失う可能性があります。そのために派遣元は同一の職場単位に1年以上派遣される見込みがある場合には雇用継続させるための措置(雇用安定措置)を講じる義務があります(法30条)

雇用安定措置とは…

- ①派遣先への直接雇用の依頼
- ②新たな派遣先の提供(合理的なものに限る)
- ③派遣元による無期雇用
- ④その他雇用の安定を図るために必要な措置

いずれも「努力義務」なので、次の就業先が必ず得られるとは限らない不十分さが残ります。また派遣労働者でも労働契約法18条は適用になるので、同一派遣元で5年以上就労していれば、「無期転換」を申し込むことができ、派遣元は無期契約にしなければなりません。

## 労働相談の窓口から

夏休みが明け、9月に入りましたが、新たな労働相談は少なめ。しかし、組合に加入して団交継続中はあまり減りません。

◆**労働条件の低下(組合員・男性・パート)**

建設現場の警備員。上司の隊長からのイジメがひどいと一度は労基署に相談に行きたくも労働組合として交渉し

た方が良いとアドバイスを受け、組合員になりました。しばらく様子見していましたが、9月に入り、突如、現場を異動させられ、労働時間が短くなったために賃金低下を招いてしまいました。団体交渉申入れを行いました。

◆**雇止め(フリーレットを見て、女性・パート)**

大手印刷会社系列の会社でパートとして勤務していたが、成績が目標に達しないと雇止めされた。この間3回の交渉と3回の事務折衝を経て、会社側から出された案は別の事業所での再雇用。就労場所は異なるが、同じ労働条件で再雇用するというもの。組合員はちょうど親の介護が重なったため来年1月からの再雇用となる(終結)。